

消防安第 147 号  
平成 17 年 7 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防火安全室長

「防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について」  
の一部改正について

防災処理の方法については、「防災表示制度の運用について」（平成 13 年 2 月 6 日付け消防予第 42 号）及び「防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について」（平成 13 年 3 月 30 日付け消防予第 107 号）等による運用を行っており、カーテン及び暗幕の組成繊維にアクリル等が含まれている場合は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いことから、原則として、防災処理の対象から除外しているところです。

このたび、カーテン及び暗幕であってポリエステル系合成繊維 100%で組成されたもの（顔料プリント品を除く。）について、浸漬法により防災性能を付与することができる薬剤が開発され、消防法施行規則第 4 条の 5 に規定する登録確認機関の協力を得て、その防災性能の付与に係る技術が確認されたことから、浸漬法による防災処理を行っても差し支えないものとし、下記のとおり標記通知の一部を改正します。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、このことについて、貴都道府県内の市町村にも周知いただくようお願いいたします。

記

第 1 防災処理の方法について

1 カーテン及び暗幕に係る防災処理の方法について

カーテン及び暗幕に係る防災処理方法は、「消防法施行規則第 4 条の 4 第 4 項及び第 4 条の 5 第 2 項の規定に基づき、防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件」（平成 12 年消防庁告示第 9 号）第 4 により、原則として浸漬法により行うこととされているが、カーテン及び暗幕の組成繊維に次に掲げる繊維（以下「アクリル等」という。）が含まれている場合は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災薬剤の付着に係る技術基準が確立されるまでの間、防災処理の対象から除

外するものであること。ただし、組織繊維に含まれるアクリル等が混用率の合計で 20% 以下である場合（(4) を含むものを除く。）及びポリエステル系合成繊維 100% で組成されている場合（顔料プリント品を除く。）は、浸漬法による防炎処理を行なってもさしつかえないこと。

- (1) アクリル（ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が 50% 以上のもの。）
- (2) アセテート繊維
- (3) ポリエステル系合成繊維
- (4) ポリプロピレン系合成繊維

## 2 防炎薬剤について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 2 条第 2 項の物質を定める政令（昭和 49 年政令第 334 号。以下「有害物質令」という。）に掲げられている、次に掲げる薬剤は、繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物に防炎性能を与えるために用いることが禁止されていること。

- (1) トリス（1-アジリジニル）ホスフィンオキシド（有害物質令第 7 号に掲げるもの）
- (2) トリス（2,3-ジブロムプロピル）ホスフェイト（有害物質令第 8 号に掲げるもの）
- (3) ビス（2,3-ジブロムプロピル）ホスフェイト化合物（有害物質令第 11 号に掲げるもの）

## 第2 防災表示の方法について

### 1 防災ラベルの表示方法について

防災物品の種類に応じ、消防法施行規則第4条の4第1項に定める防災ラベルの表示方法は、次によるものとする。

防災物品の種類		表示方法
カーテン及び暗幕	耐洗濯性能を有するもの	縫付
	耐洗濯性能を有しないもの	ちょう付
じゅうたん等		縫付、ちょう付、釘打ち又はピン止め
布製ブラインド		縫付又はちょう付
合板		ちょう付
どん帳その他舞台部において使用する幕		縫付又はちょう付
工事用シート	メッシュシート等溶着の困難なもの	縫付
	上記以外のもの	縫付又は溶着
防災対象物品（合板を除く。）の材料		ちょう付又は下げ札

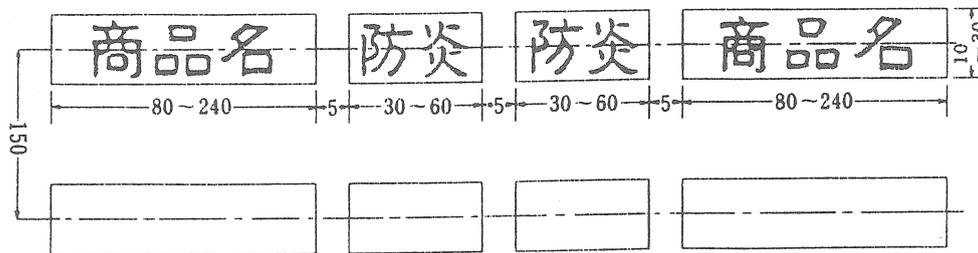
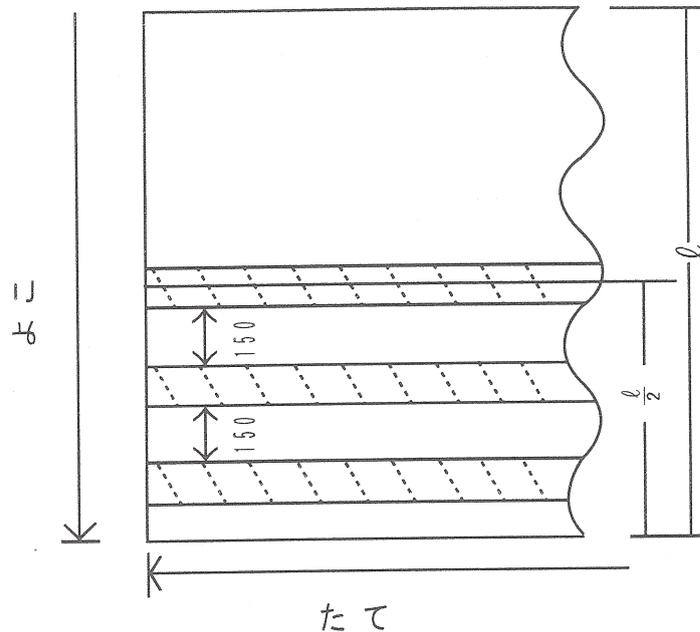
#### 備考

- (1) 合板については、2に掲げる裏面表示を合わせて行なうこと。
- (2) 工事用シートへの溶着については、3に掲げる方法で溶着用ラベルの剥離強度を確認すること。

### 2 合板の裏面表示について

合板が防災性能を有することを示す表示については、その使用上の実態からみて、表面に表示するラベル表示のみでは不十分であることから、裏面にも次の方法による表示を行なうこと。

単位：m/m



#### 備考

- (1) 「防火」の文字は、消防法施行規則別表第1の2の2の様式によるものであること。
- (2) 文字の色は「赤色」とすること。
- (3) 裏面の形状が、平滑でないもの（例えばハードボード類）に限って幅1センチメートルの赤色の線にかえることができるものであること。

#### 3 溶着用防火ラベルの剥離強度の確認方法について

上記1により、防火ラベルを溶着によって付す場合には、防火ラベルを溶着した状態について、JIS K 6328（ゴム引布）に準拠する測定方法で、必要な剥離強度を有することを確認すること。